

令和7年（2025年）分政治資金収支報告書 記載要領

令和7年（2025年）12月22日
熊本県選挙管理委員会

目 次

収支報告書の提出	1
記載上の留意点	2
必要書類チェック表	5
収入・支出項目の分類基準表	6

【記載要領・記載例】

表紙（その1）	8
収支の状況（その2）	11
機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）	13
借入金（その4）	14
本部又は支部から供与された交付金に係る収入（その5）	15
その他の収入（その6）	16
寄附の内訳（その7）	17
寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（その8）	22
政党匿名寄附の内訳（その9）	23
機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（その10）	24
政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その11）	25
政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳（その12）	26
支出項目別金額の内訳（その13）	27
経常経費の内訳（その14）	29
政治活動費の内訳（その15）	33
本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（その16）	39
資産等の状況（その17）	40
資産等の項目別内訳（その18）	41
不動産の利用の状況（その19）	44
宣誓書（その20）	47
領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）	49
振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）	50
領収書等の写しの表紙（様式）	51
寄附金（税額）控除のための書類の記載例	52

収支報告書の提出

【提出期限】

(定期分)

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

令和8年（2026年）3月31日（火）

※ 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が行われ、当該選挙の公示日から選挙期日までの期間が1月1日から3月31日までの間に係る場合は同年4月30日（木）

2 国会議員関係政治団体

令和8年（2026年）6月1日（月）

※ 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が行われ、当該選挙の公示日から選挙期日までの期間が1月1日から5月31日までの間に係る場合は同年6月30日（火）

(解散分)

※ 政治団体を解散した場合、「政治団体解散届」とともに、解散日までの「収支報告書」を提出してください。

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

解散した日から**30日以内**

2 国会議員関係政治団体

解散した日から**60日以内**

※ 収支報告書を記載する前に必ず御一読ください。

※ 「宣誓書（その20）」については、会計責任者による**署名**又は**記名・押印**を必ずお願いします。

※ 報告書を持参された際に、訂正等があった場合は、会計責任者の印鑑が必要となりますので、必ず御持参ください。

1 収支報告書の提出について

- ・ 収入・支出がない場合でも、「表紙（その1）」、「収支の状況（その2）」、「資産等の状況（その17）」、「宣誓書（その20）」は必ず提出してください。
- ・ 収入・支出の該当がない（合計欄が「0」になる）書類の添付は不要です。不要分を添付されている場合は、当方で破棄させていただきます。
- ・ 提出の前に、5ページの「必要書類チェック表」に基づいて必要書類の確認を行ってください。

2 領収書等の写しについて

- ・ 領収書等は、原本ではなく、写しを収支報告書の記載順に並べて、A4版用紙に綴ってください。
- ・ なお、提出の際は、当該写しの表紙として、51ページの「収支報告書（領収書等の写し綴）」を添付してください。
- ・ 記載内容を確認しますので、濃い目でコピーをお願いします。
- ・ 領収書の住所について、領収書上に「〇〇区」の記載がなくとも、収支報告書には「〇〇区」を記載してください。

※ 振込で支出された場合、以下のいずれかの書類を添付してください。

- ① 振込又は払込明細書の写しに「支出の目的」を記載し添付。
- ② 振込又は払込明細書の写しと「領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）」又は「振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）」のいずれかを添付。

【参考】支出の明細書の記載及び領収書等の写しの添付の基準

団体区分	経常経費の内訳（その14）		政治活動費の内訳（その15）		政治資金監査報告書の添付
	添 付	明細記載及び領収書等の写しを添付	添 付	明細記載及び領収書等の写しを添付	
① 一般の政治団体 (資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外)	—	—	要 (支出額が0のときは不要)	5万円以上	—
② 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外)	要 (支出額が0のときは不要)	—	要 (支出額が0のときは不要)	5万円以上	—
③ 国会議員関係政治団体 (資金管理団体が国会議員関係政治団体に該当する場合を含む)	要 (支出額が0のときは不要)	—	要 (支出額が0のときは不要)	1万1円以上	要

- ① **一般の政治団体**（資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外）は、1件5万円以上の政治活動費について、「政治活動費の内訳（その15）」に内訳を個別に記載し、領収書等の写しを提出してください。経常経費については、個別の記載は必要ありません。
- ② **資金管理団体**（国会議員関係政治団体以外）は、人件費を除く1件5万円以上のすべての支出について、内訳を個別に記載し、領収書等の写しを提出してください。
- ③ **国会議員関係政治団体**（資金管理団体が国会議員関係政治団体に該当する場合を含む）は、人件費を除く1件1万1円以上のすべての支出について、内訳を個別に記載し、領収書等の写しを提出してください。
また、登録政治資金監査人による「監査報告書」を添付してください。

3 その他

① 収支報告書の記載漏れや誤記、金額の相違には十分注意してください。また、誤記の訂正には会計責任者の「訂正印」が必要です（修正テープ等での訂正は不可）。

なお、提出の際は、会計責任者の印鑑（認印可）を持参してください。

② 収支報告書の「表紙（その1）」の記載内容等に変更が生じた場合は、「届出事項等の異動届（資金管理団体は併せて「資金管理団体届出事項の異動届」）」が必要になります。熊本県選挙管理委員会のホームページから必要な様式をダウンロードして提出してください。

なお、提出の際は代表者の印（認印可。代表者を異動する場合は新代表者の印）を持参してください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/182043.html>



③ 同封した様式は必要最少部数のセットです。様式が不足する場合は、コピー等で刷り増してください。

なお、本様式は熊本県選挙管理委員会のホームページにも掲載していますので御利用ください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/156839.html>



④ 政治団体としての活動がない場合でも、「政治団体解散届」を提出するまでは、毎年、収支報告書を提出する義務があります。

※ 解散される場合は、「政治団体解散届」とともに、解散日までの「収支報告書」を提出してください。この場合、「宣誓書」には会計責任者及び代表者両方の署名もしくは記名・押印が必要となります。

⑤ 窓口での提出の場合、受付印を押印した写し（収支報告書の「表紙（その1）」）をお渡しします。

⑥ 郵送での提出の場合、団体控は送付しません。受付印を押印した写しを希望される団体は、「表紙（その1）」のみ返送いたしますので、返信用封筒(切手添付)を同封してください。

※ 記載例については、それぞれの様式で説明を分かりやすくするため、様式間においては、数値等の整合をとっておりません。

必要書類チェック表

※ 提出前に必要書類を必ず確認してください。

区分	提出する様式（名称は一部略記しています）	備考
必ず提出するもの（4種類）	<input type="checkbox"/> 表紙（その1） <input type="checkbox"/> 収支の状況（その2） <input type="checkbox"/> 資産等の状況（その17） <input type="checkbox"/> 宣誓書（その20）	収入・支出が「0」であっても必ず提出
本年中に収入がある場合	<input type="checkbox"/> 個人の負担する党費又は会費収入がある場合	<input type="checkbox"/> 個人の負担する党費又は会費（その2）【中段】 (その2) の該当箇所（中段の表）に記載
	寄附収入がある場合	<input type="checkbox"/> 寄附（その2）【下段】 <input type="checkbox"/> 寄附の内訳（その7） <input type="checkbox"/> 寄附のあっせんによるものの内訳（その8） <input type="checkbox"/> 政党匿名寄附の内訳（その9） (その2) の該当箇所（下段の表）に記載 寄附者の区分に応じて別葉で提出 (その8) は、該当がある場合のみ提出 (その9) は、該当がある政党のみ提出
	事業収入がある場合（政治資金パーティー以外）	<input type="checkbox"/> 事業による収入（その3）
	政治資金パーティーによる収入がある場合	<input type="checkbox"/> 事業による収入（その3） <input type="checkbox"/> 特定パーティーの対価収入の内訳（その10） <input type="checkbox"/> パーティーの対価収入の内訳（その11） <input type="checkbox"/> 対価支払のあっせんによるものの内訳（その12） 備考欄に開催年月日、開催会場等を必ず記載 (その10)、(その11)、(その12) はそれぞれ該当がある場合のみ提出
	本年中に借入を行った場合	<input type="checkbox"/> 借入金（その4）
	本部又は支部からの交付金がある場合	<input type="checkbox"/> 交付金に係る収入（その5）
	上記以外の収入がある場合	<input type="checkbox"/> その他の収入（その6）
支出がある場合	<input type="checkbox"/> 支出項目別金額の内訳（その13）	支出が1円でもあれば必ず提出
経常経費（人件費を除く）の支出がある場合 (資金管理団体又は国会議員関係政治団体である期間がある団体のみ)	<input type="checkbox"/> 経常経費の内訳（その14） (資金管理団体又は国会議員関係政治団体である期間中の支出について記載)	次に該当する支出は、支出先など個々の内容を記載し、領収書等の写しを提出 ・国会議員関係政治団体 1件1万1円以上の支出 ・上記以外の団体 1件5万円以上の支出
政治活動費の支出がある場合	<input type="checkbox"/> 政治活動費の内訳（その15）	
本部又は支部への支出がある場合	<input type="checkbox"/> 本部・支部交付金（その16）（再掲）	（その15）に記載した支出の中に、本部又は支部への支出がある場合に再掲して提出
団体に資産等がある場合	<input type="checkbox"/> 資産等の内訳（その18）	（その17）で「有」としたものについて、資産等の区分ごとに別用で提出
資金管理団体で不動産を有している場合	<input type="checkbox"/> 不動産の利用の現状（その19）	不動産を有している資金管理団体のみ提出
国会議員関係政治団体である場合	<input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書	国会議員関係政治団体のみ提出

【領収書等の写し】

区分	提出する様式（名称は一部略記しています）	備考
（その14）、（その15）に個々の支出の内容の記載があるもの	<input type="checkbox"/> 記載された個々の支払に係る領収書等の写し ※ 別添「領収書等の写し綴」（様式）を添付すること。	国会議員関係政治団体 1件1万1円以上の支出分 上記以外の団体 1件5万円以上の支出分
相手から領収書を徴することが困難である支払の場合	<input type="checkbox"/> 領収書を徴し難かった支出の明細書	
振込等による支払のため領収書がない場合	<input type="checkbox"/> 振込明細書に係る支出目的書	該当の振込明細書の写しを添付

収入・支出項目の分類基準表

【収入】

項目	内 容	
1 党費又は会費	「個人」が負担する党費又は会費の合計金額及び納入した者の実人員（当該団体の規約等の定めにより集められた金額）。なお、「法人その他の団体」からの党費又は会費は寄附となるため除く（法人その他の団体からの寄附を受けられるのは政党等に限られる）。	
2 寄附	(1) 個人	個人からの寄附（特定寄附を含む）
	(2) 法人その他の団体	「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む）
	(3) 政治団体	政治団体として届出がある団体からの寄附
	(4) 政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた1,000円以下の寄附。この例以外は、すべて禁止。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関雑誌の発行事業収入、政治資金パーティーの開催事業収入、新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入をいう。具体的には、「〇〇機関紙発行事業」、「△△政治資金パーティー開催事業」、「〇△〇△講演会」等名称を事業ごとに記載するが、ここに掲載した事業については、支出「2 政治活動費」の「(3)機関紙誌の発行その他の事業費」のいずれかの支出として掲載されます。なお、これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となる。	
4 借入金	個人あるいは金融機関等からの借入金	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部・支部間あるいは支部間における（選挙管理委員会へ届出がある支部に限る。）交付金、還付金、納付金、寄附等によって受けた額	
6 その他の収入	上記1から5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。この項目は、10万円以上については明細を記載する。	

【支出】

項目	内 容	
1 経常経費	(1) 人件費	総額を記載し、内訳・領収書は不要
	(2) 光熱水費	① 資金管理団体は、内訳が必要（5万円以上の支出には、領収書等の写しを添付）
	(3) 備品・消耗品費	② 国会議員関係政治団体は、内訳が必要（1万1円以上の支出には、領収書等の写しを添付）
	(4) 事務所費	③ 上記以外の団体は、総額を記載し、内訳・領収書等は不要
政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。		
電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。		
机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、ボールペン、鉛筆等の事務用品類、事務服、新聞、雑誌、ガソリン（事務所用自動車用）等の消耗品の類の購入費をいう。		
事務所の借料損料（地代・家賃等）、公租公課、火災保険料等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。		

収入・支出項目の分類基準表

項目		内容	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、涉外費、交際費など（選挙に関するものを除く）	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（臨時に会費等を徴収しないで実施したもの）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、涉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀礼的に支出する経費など）など。
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄附したもの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として、「(5)寄附・交付金」に区分される。
	ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、その他機関紙誌の発行に要する経費の類をいう。
	イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く）で、例えば遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などでパーティーごとに別々にまとめる。
	エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売り上げなど、収入「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、「ア」、「イ」、「ウ」以外の事業について事業ごとに別々にまとめる（催した事業のために会費を徴収したもの）。
	(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
	(5) 寄附・交付金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄附・会費・贊助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間（政党を含む）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。選挙に関して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は「(2)選挙関係費」である。
	(6) その他の経費	借入金返済、貸付金など	上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。
本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳		政党及びその他の政治団体を問わず、「本部又は支部の関係にある団体」（ただし、選管等へ届出のある支部に限る）の間で支出したときに、その名目、金額を問わず再掲する。例えば寄附や分担金、支部交付金、組織対策費などの経費をいう。	
<p>① 資金管理団体は人件費以外の一件当たりの金額が5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体は人件費以外の一件当たりの金額が1万1円以上について、その他の政治団体は政治活動費の一件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的及び支出年月日等の明細を記載する。</p> <p>② 政治活動費は、上記の区分（例示）により、項目別区分欄に「組織活動費（組織対策費）」、「その他の事業費（新年会開催費）」というように小分類し、それぞれ別葉に作成すること（記載例参照）。</p> <p>③ 「政党の本部」又は「政治資金団体」は監査意見書と領収書等の写し、「国会議員関係政治団体」は政治資金監査報告書と領収書等の写し、「政党の支部」又は「その他の政治団体及びその支部」は領収書等の写し（コピーに限る。）を提出する。 なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1組提出する（5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の支出についてすべて必要）。</p> <p>④ 支出項目の分類は、基本的に支出の目的により区分する（例えば、人件費でも宣伝活動に要したものは宣伝事業費として計上する）。</p>			

表紙（その1）について

(その1)

収支報告書

1 政治団体の名称
(ふりがな)
○○かい
○○会

2 主たる事務所の所在地
熊本市○○区○○町○丁目○番地

3 代表者の氏名
甲川 一郎

- 名称等の変更等があった場合には、収支報告書の提出時点において異動届で届け出ている名称等を記載すること。
- 主たる事務所の所在地とは、政治団体の活動の中心となる場所をいう。

4 会計責任者の氏名
乙川 次郎

事務担当者の氏名

(電話) ○○○ - △△△ - □□□□

(電話) - - -

(電話) - - -

令和7年（2025年）12月31日時点の状況を記載すること。

いずれかに必ずチェックすること。

※該当箇所に すること

記載不要

令和 7 年分
(年月日開催分)

政治団体の区分

- 政 党 支 部 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
- 政 治 資 金 団 体 その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

熊本県内ののみの活動であれば、同一の都道府県にチェックすること。

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金

- 有
- 無

- 指定がある場合は「有」にチェックし、公職の種類及び氏名を記載すること
- 指定がない場合は「無」にチェックすること。

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項

- 該当する項目にチェックし、公職の種類及び氏名を記載すること。
- 国会議員関係政治団体以外の団体はチェック不要。
- 該当しない場合の記載は不要。

公職の種類

衆議院議員

資金管理団体の届出をした者
の氏名

甲川 一郎

「無」にチェックの場合、記載不要。

資金管理団体の指定の期間

年	月	日から
年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年	月	日から
年	月	日まで

年の途中に指定又は取消があった場合のみ記載すること。

表紙（その1）について

1 「政治団体の区分」及び「活動区域の区分」

- 欄内の「□」内には、該当するものに「✓」すること。

2 資金管理団体の指定の有無

- 欄内の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」すること。
- 公職の種類及び資金管理団体の届出をした者の氏名は、12月31日現在で資金管理団体として指定している場合のみ記載すること。
- 公職の種類には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員（○○市議会議員など）若しくは長（○○町長など）の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付すこと。
- また、その職にある者にあっては「衆議院議員 熊本県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあっては「衆議院議員 九州選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあっては「熊本県議会議員 乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

3 資金管理団体の指定の期間

- 12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた（新規の指定又は取消があった）場合は、その期間を記載すること。
- 通年（1月1日から12月31日まで）で資金管理団体に指定されていた場合の記載は不要。

4 国会議員関係政治団体の区分

- 12月31日現在で政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は、「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は、「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」にそれぞれ「✓」すること。
〔上記の2つの区分以外の区分は、令和8年（2026年）1月1日から適用されるものであるため、令和7年（2025年）分収支報告書において「✓」が入る団体はありません。〕
- 同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは、「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは、「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

5 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- 12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた（新規の適用又は取消があった）場合は、その期間を記載すること。
- 通年（1月1日から12月31日まで）で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合の記載は不要。

※ 後日、内容について確認する場合があるため、事務担当者の氏名及び電話番号は必ず記載すること。

収支の状況（その2）について

※ 収支が無い場合でも「1 収支の総括表」に「0」と記載の上、提出が必要。

(その2)

収 支 の 状 況

- 前年分の報告書を確認して記載すること。
- 繰越がない場合は「0」と記載すること。

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	「前年からの繰越額」+「本年の収入額」	十億	2	百万	8	1	千	6	1	3	0	円	0
(前年からの繰越額)-----	前年分の繰越金を確認。				5	2	1	4	3	0	0		0
(本年の収入額)-----				2	2	9	4	7	0	0	0		0
支 出 総 額 -----	「様式（その13）」の支出総括表の合計を記載。		1	3	7	0	5	2	0	0	0		0
翌年への繰越額 -----	「収入総額」-「支出総額」		1	4	4	5	6	1	0	0	0		0

2 収入項目別金額の内訳

下記の「党費又は会費」と「寄附の合計」（「様式（その7）、（その9）」の合計）及び
収入の内訳（「様式（その3）、（その4）、（その5）、（その6）」）を合算したもの。

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----	十億	1	百万	5	千	0	円	0
員 数（党費又は会費を納入した人の数）-----						150	人	

実人数とすること。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額								備考
(ア) 個人からの寄附	十億	7	百万	5	千	0	円	0	資金管理団体のみ記載。
(うち 特定寄附)		4		5	0	0	0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	法人その他の団体からの寄附は、政党（政党の支部）、 政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止。
(ウ) 政治団体からの寄附		8	2	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1	5	7	0	0	0	0	0	・寄附の内訳を「様式（その7）」に記載すること。 ・「個人からの寄付」「法人その他の団体からの寄附」「 政治団体からの寄附」はそれぞれ別葉にすること。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		2	3	0	0	0	0	0	
イ 政党匿名寄附								0	
合計 (ア + イ)	1	5	7	0	0	0	0	0	

収支の状況（その2）について

1 個人の負担する党費又は会費

- 「個人が負担する党費又は会費」については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

2 寄附

- 「寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附を除く。）」については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれの項目ごとに総額を記載するものとし、「寄附のうち寄附のあっせんに係るもの」については、その総額を記載すること。
- 「個人からの寄附」のうち、「特定寄附」については、個人からの寄附の内書きとしてその総額を記載すること。
- 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」は、寄附には該当しないため、政治団体からの寄附に含めないこと。

3 政党匿名寄附

- 「政党匿名寄附」については、その総額を記載すること。
※ 政党、政治資金団体にのみ認められている

機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）について

(その3)

事業の種類	金額							備考	
	十億	億	百万	千	百	十	円		
甲機関紙誌									
乙機関紙誌									
○○パーティー				1	5	0	0	0	0
甲川一郎君を励ます会			1	4	8	0	0	0	0
甲川一郎君を励ます会				2	1	0	0	0	0
書籍販売事業					6	0	0	0	0
この頁の小計				2	1	2	0	0	0

- 会費等の収入を伴って行った事業等はすべて記載すること。
- ここに記載した事業については、「様式（その13）」の「2 政治活動費」の「(3)機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応しているので、必ず「ア」～「エ」の各事業に区分し、かつ、事業の種類ごとに「様式（その15）」を作成すること。

- 政治資金パーティーは、備考欄に開催日、開催場所等を記載すること。
- 同一事業名で複数回開催した場合は、備考欄に開催日を記載すること。

- 「機関紙誌の発行その他の事業による収入」については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。金額は収入と支出の差額ではない。
- 事業の種類欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙誌」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」のように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」のように記載すること。
- 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合は、その旨及び当該政治団体の名称を備考欄に記載すること。

借入金（その4）について

（その4）

(4) 借入金												
借入先		金額									備考	
		十億	億	百万	万	千	百	十	円	角	銭	
甲銀行（乙支店）				2	0	0	0	0	0	0	0	令和〇年〇月〇日
この頁の小計				2	0	0	0	0	0	0	0	
合計				2	0	0	0	0	0	0	0	

- ① 「借入金」については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」のように具体的に借入先を記載すること。
- ② 借入金を返済した場合は、政治活動費の「その他の経費」として、「様式（その15）」に借入金返済として借入先ごとに記載すること。
- ③ 借入金に対する利子が、契約により無利子などとなっている場合であっても、そのときの金融情勢下で通常支払うべき利子相当分が「寄附」に該当する可能性がある。
- ④ 「寄附」に該当する場合は、利子相当分を「寄附」として収入に計上するとともに、同額を「その他の経費」として支出に計上すること。
- ⑤ 12月31日現在で、借入先ごとの残額が100万円を超える場合には、「資産等の状況（その17）」の「借入先ごとの残額が100万円を超える借入金」の「有」の「□」に「✓」し、「資産等の項目別内訳（その18）」に借入先及び未返済の金額を具体的に記載すること。

本部又は支部から供与された交付金に係る収入（その5）について

※ この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入													
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額										年月日	主たる事務所の所在地	備考
○○本部	十億	百万	千	円	○	○	○	東京都○○区○○町○○番地					
〃	1	0	0	0	○	○	○	〃					
この頁の小計	3	0	0	0	0	0	0						
合計	3	0	0	0	0	0	0						

- ① 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」については、政治団体の本部又は支部として届出のある団体が、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金、寄附金等を記載すること。
- ② 当該収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

その他の収入（その6）について

(その6)

(6) その他の収入										
摘要	金額									備考
甲銀行預金利子	十億	百万	十万	万	千	百	十	円	1	0 0 0 0 0 0 0 0 令和〇年〇月〇日
1件当たりの金額（数回に渡って受けたときは、その合計金額）が10万円以上のものは、その基因となった事実ごとに、個別に記載すること。										
1件当たりの金額が10万円未満のものは、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。										
この頁の小計									1 0 0 0 0 0 0 0	
1件10万円未満のもの									2 5 0 0 0 0	
合計									1 2 5 0 0 0 0 0	

- ① 「他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）」については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。
なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。
- ② 摘要欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。
- ③ 収入の各項目「様式（その3）～（その5）」に区分されない収入がある場合は、この様式に記載すること。
- ④ 支出「様式（その14）、（その15）」で、無償提供したもの（例：選挙事務所、選挙運動用葉書等）がある場合には、必ずこの様式に収入として記載すること。

寄附の内訳【個人からの寄附】（その7）について

- (その7) 「特」は、特定寄附であることの表示。
 特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附で、自ら指定した資金管理団体に寄附したもの。

2, 3のいずれかに○をつけてください)

2, 3のいずれかに○をつけてください)

【参考】寄附金（税額）控除のための書類について

個人の政治献金に対する所得税の優遇措置を受ける適格団体は、収支報告書に記載した「個人からの寄附」の内訳一件ごとに、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付する必要がある。

1 適格団体

- ① 政党（政党の支部）及び政治資金団体
- ② 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体（国会議員氏名届を提出している団体）
- ③ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出している団体）
- ④ 特定の公職の候補者を推薦し、又は支持する政治団体（いわゆる後援会）、衆議院若しくは参議院の国会議員、都道府県議会の議員若しくは都道府県知事及び政令指定都市の議会の議員若しくは長（いずれも立候補予定者を含む。）を推薦し、又は支持することを本来の目的としている団体のうち、「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している団体が対象となる。ただし、現職以外（立候補者又は立候補予定者）に係る団体にあっては、当該選挙に立候補した者の後援団体に限る。

2 控除の対象

- ① 当該議員の現職の期間中が対象になる。
- ② 選挙に立候補した場合は、当該選挙に立候補した年とその前年が対象になる。
- ③ 現職の議員が立候補しなかったときは、その議員の任期中が対象となる。
- ④ 「国会議員氏名届」を提出している団体は、その団体に国会議員が所属している期間中が対象となる。
- ⑤ 政治家が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や、政治家が互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはならない。

寄附の内訳【法人・その他の団体からの寄附】（その7）について

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	1.個人	2.法人・その他の団体	3.政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)		金額									年月日	住所(又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備考
A 株式会社		十億		百万	1	0	0	0	0	0	7 2 1	熊本県○○市○○町○○番地	A川太郎		上場・外資50%超
〃					5	0	0	0	0	0	7 10 5	〃	〃		
B 協会					4	0	0	0	0	0	7 2 12	福岡県○○市○○区○○町○○番地	B川次郎		
C ホールディングス				1	0	0	0	0	0	0	7 10 1	愛知県○○市○○区○○町○○番地	C川三郎		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人その他の団体からの寄附は、政党（政党の支部）、政治資金団体に限られる。 ・同一の者からの寄附で明細を記載する場合は、寄付者ごとにまとめて年月日順に記載すること。 															
<p>複数ページの「小計」と「その他の寄附」の合計額を記載すること。</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ・上記内訳に記載した以外の寄附額の合計。 ・記載が複数ページになる場合は、最後のページに記載すること。 															
この頁の小計					2	9	0	0	0	0					
その他の寄附						4	0	0	0	0					
合計					2	9	4	0	0	0					

寄附の内訳【政治団体からの寄附】（その7）について

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

寄附の内訳（その7）について

- ① 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。下記④において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じて報告しても差し支えない。
- ② 寄附は、「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉にすること。
なお、寄附者の区分欄には、これらの区分を記載すること。
また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- ③ 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の指定の届出をした者である場合には、寄附者の氏名欄に「特甲野太郎」というように記載すること。
- ④ 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、備考欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- ⑤ その他の寄附欄には、寄附のうち上記①により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。
- ⑥ 事務所、労務及び物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性がある。「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、また、年間5万円を超えるものにあっては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載すること。
さらに経理上の処理として、同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。
- ⑦ 遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載すること。

寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳（その8）について

(その8)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳										あっせん者の区分		1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体			
あっせん者の氏名(又は名称)	金額									提年	供月	集めた期間	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	7	11	21		
A田一郎				2	3	0	0	0	0	0			R○.○.○～ R○.○.○	熊本県○○市○○町○○番地	会社役員
この頁の小計				2	3	0	0	0	0	0					
その他の寄附															
合計				2	3	0	0	0	0	0					

様式（その2）の「寄附のうち寄附のあっせんによるもの」の額と一致。

- 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとする。
なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても、必要に応じて報告しても差し支えない。

政党匿名寄附の内訳（その9）について

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳														
政党匿名寄附を受けた場所	金額							年月日			備考			
	十億	億	千	百万	十	千	百	十	千	百	十	千	百	
熊本県〇〇市〇〇町〇〇駅前街頭					1	0	4	1	0	0	7	10	10	
熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇会館〇〇の間						7	5	2	4	0	7	10	10	
・政党匿名寄附は、政党（政党の支部）及び政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受けた1件1,000円以下の匿名寄附を指す。 ・この寄附は、政党（政党の支部）及び政治資金団体以外は受領できない。														
この 頁 の 小 計					1	7	9	3	4	0				
合 計					1	7	9	3	4	0				

- 「政党匿名寄附」については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日を及び場所を記載するものとし、場所については、「熊本県〇〇市〇〇町〇〇駅前街頭」「熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇会館〇〇の間」のように詳細に記載すること。

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（その10）について

(その10)

1つの特定パーティーで開催年以外に収入がある場合に記載すること。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額									対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
甲川一郎君を励ます会	十億	億	百万	十万	千	百	十	円	304	7	11	28	熊本県〇〇市 〇〇会館〇〇の間 前年収入 100人、300万円
	1	2	1	0	0	0	0	0					
この頁の小計				1	2	1	0	0	0				
合計				1	2	1	0	0	0				

- 「様式（その3）」に記載した政治資金パーティーの中から、特定パーティー（収入が1,000万円以上のもの）、又は特定パーティーとなると見込まれるものについて再度詳細を記載すること。
 - また、前年開催、翌年開催であっても開催規模が1,000万円以上又は1,000万円以上と見込まれる政治資金パーティーは、当該年の収入が1,000万円以下であっても記載すること。
- 前年の収入がある場合は、その人数、金額も備考欄に記載すること。

- 機関紙誌の発行その他事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る備考欄に、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その11）について

(その11)

合計金額が20万円を超えるものについて記載。

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳											政治資金パーティーの名称		○○パーティー			
											対価の支払をした者の区分					
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金額										年	月	日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
全国A政治連盟	十億	一	百万	1	2	0	0	0	0	0	7	5	15	東京都○○区○○町○○番地	A田太郎	
B後援会				6	0	0	0	0	0	0	7	6	15	愛知県○○市○○区○○町○○番地	B田次郎	
C政治経済調査会				9	0	0	0	0	0	0	7	6	22	福岡県○○市○○区○○町○○番地	C田三郎	
この頁の小計				2	7	0	0	0	0	0						
合計				2	7	0	0	0	0	0						

- ① 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。以下同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載すること。その記載については、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価に係る備考欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えない。

- ② 対価の支払は、「個人からの対価の支払」「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉にすること。

なお、対価の支払者の区分欄には、これらの区分を記載すること。

- ③ 一の政治資金パーティーについて報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちにその金額の合計額が20万円を超える対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る備考欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。

政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳（その12）について

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳										政治資金パーティーの名称		○○パーティー				
										対価の支払のあっせん者の区分						
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金額									提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考		
甲山一夫		十億		百万	4	5	0	0	0	7	6	15	RO. O. O~ RO. O. O	東京都○○区○○町○○	会社社長	
乙山三夫					9	0	0	0	0	7	6	15	RO. O. O~ RO. O. O	愛知県○○市○○区○○町○○番地	会社役員	
この 頁 の 小 計					1	3	5	0	0							
合 計					1	3	5	0	0							

- 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載すること。
なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えない。

支出項目別金額の内訳（その13）について

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												備考	
項目		金額											
		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円		
1 経常経費													
(1) 人件費					1	7	9	4	0	0	0	内訳「様式（その14）」は不要。	
(2) 光熱水費						2	3	5	0	0	0		
(3) 備品・消耗品費						2	1	2	0	0	0	資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、内訳「様式（その14）」が必要。	
(4) 事務所費					1	2	0	0	0	0	0		
小計					3	4	4	1	0	0	0		
2 政治活動費													
(1) 組織活動費					3	5	0	0	0	0	0	600,000円	
(2) 選挙関係費						1	0	5	0	0	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					8	9	1	8	1	0	0	ア～エの計	
ア 機関紙誌						9	6	0	0	0	0		
イ 宣伝					1	4	2	4	1	0	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費					6	2	3	4	0	0	0	「様式（その16）」に記載した金額を項目別に記載。	
エ その他の事業費						3	0	0	0	0	0		
(4) 調査研究費						1	0	5	0	0	0		
(5) 寄附・交付金					6	0	0	0	0	0	600,000円		
(6) その他の経費					2	0	0	0	5	1	0		
小計					1	6	1	7	3	6	1	0	
合計					1	9	6	1	4	6	1	0	

支出項目別金額の内訳（その13）について

- すべての支出は、「経常経費」及び「政治活動費」に分類し、さらに「経常経費」にあっては、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」及び「事務所費」に分類し、「政治活動費」にあっては、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」及び「その他の経費」に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。
- この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与された交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を備考欄に併せて記載すること。

※ 支出項目については、6~7ページの支出項目の分類基準表を参照すること。

経常経費（人件費を除く。）の内訳【光熱水費】（その14）について

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ使用

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	（光熱水費）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
電気代（12月分）	十億	千	百万	千	5	0	0	0	円	7 1 25	○○電力（株）	熊本県○○市○○区○○番地		
電気代（1月分）				1	5	0	0	0		7 2 25	○○電力（株）	熊本県○○市○○区○○番地		
電気代（2月分）				1	5	0	0	0		7 3 25	○○電力（株）	熊本県○○市○○区○○番地		
この頁の小計					4	5	0	0	0					
その他の支出														
合計					4	5	0	0	0					

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

経常経費（人件費を除く。）の内訳【備品・消耗品費】（その14）について

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ使用

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	（備品・消耗品費）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
	十億	億	千万	百万	千	百	十	円	角	年	月	日	
事務所机椅子等の購入					4	0	5	0	0	7	3	20	○○事務機器販売（株） 熊本県○○市○○区○○番地
ガソリン代（3～6月分）					5	4	0	5	4	7	7	10	○○石油販売（株） 熊本県○○市○○区○○番地
自動車修理代					7	3	5	0	0	7	9	27	○○自動車（株） 熊本県○○市○○区○○番地
この頁の小計					1	6	8	0	5	4			
その他の支出													0
合計					1	6	8	0	5	4			

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

経常経費（人件費を除く。）の内訳【事務所費】（その14）について

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ使用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		(事務所費)			
支出の目的		金額								年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
		十億	億	千万	百万	千	百	十	円						
事務所の借料損料（2月分）					1	0	0	0	0	7	1	25	○○不動産（株）	熊本県○○市○○区○○番地	
事務所の借料損料（3月分）					1	0	0	0	0	7	2	25	○○不動産（株）	熊本県○○市○○区○○番地	
事務所の借料損料（4月分）					1	0	0	0	0	7	3	25	○○不動産（株）	熊本県○○市○○区○○番地	
この頁の小計					3	0	0	0	0						
その他の支出													0		
合計					3	0	0	0	0						

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

経常経費（人件費を除く。）の内訳（その14）について

- ① 人件費以外の「経常経費」については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用された期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用された期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を前述の例により記載すること。
- ② したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- ③ 人件費以外の「経常経費」は、「様式（その13）」（1）の「イ」から「エ」までの基準により分類し、項目別区分欄には、「光熱水費」「備品・消耗品費」「事務所費」のように、項目別区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- ④ 支出の目的欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」「ガス使用料」「水道使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」「事務所用自動車の購入費」「事務用用紙の購入費」「新聞購買料」「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」「公租公課」「火災保険金」「電話使用料」「切手購入費」「修繕料」のように当該支出の目的を具体的に記載すること。
- ⑤ その他の支出欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

政治活動費の内訳（その15）について

【組織活動費】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		組織活動費（組織対策費）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
パンフレット印刷代	十億	億	千万	百万	7	4	0	千	0	0	0	○○印刷株式会社	熊本県○○市○○区○○番地	
	7	1	15											
支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。														
この 頁 の 小 計					7	4	0	0	0	0	0			
その 他 の 支 出					6	0	0	0	0	0	0			
合 計					8	0	0	0	0	0	0			

【選挙関係費】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		選挙関係費（推薦料）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
推薦料	十億	億	千万	百万	5	0	0	千	0	0	0	7 12 15	A川太郎	熊本県○○市○○区○○番地
〃					5	0	0	0	0	0	0	7 12 15	C川三郎	京都府○○市○○区○○町○○番地
〃													E川五郎	丘鹿県○○市○○区○○町○○番地
この 頁 の 小 計														
その 他 の 支 出														
合 計					2	5	0	0	0	0	0			

- 選挙に関する支出は、原則、候補者が行う選挙運動として扱われたものをいうので、候補者又は出納責任者（領収書の発行者で確認）が選挙運動の収支報告書に収入として記載した「寄附」をいう。
- 領収書の発行者が「政治団体（政党の支部等）名称のもの」は、基本的には選挙運動が規制されるので、政治活動に関する寄附として扱う。これらは「(5)寄附・交付金」に計上すること。
- 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

政治活動費の内訳（その15）について

【機関紙誌の発行事業費】 (その15)

- 「機関紙誌の発行事業費(〇〇〇)」と記載し、(〇〇〇)は機関紙誌の発行事業費の内容を小分類して記載すること(小分類ごとに別葉)。

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	機関紙誌の発行事業費(甲機関誌原稿料)		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
原稿料	十億	百万	1	0	0	0	0	0	円	7 1 15	F川六郎	熊本県〇〇市〇〇区〇〇番地	
〃			1	0	0	0	0	0	7 7 15	G川七郎	熊本県〇〇市〇〇区〇〇番地		
この頁の小計													
その他の支出									0				
合計				2	0	0	0	0	0				

- 機関紙誌等を本部等から購入して配布したような場合には、項目別区分は「機関紙誌の発行事業費(購入費)」などと記載すること。また、本部等に支出した分については「様式(その16)」に再掲すること。
- 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

【宣伝事業費】

(その15)

- 「宣伝事業費(〇〇〇)」と記載し、(〇〇〇)は宣伝事業費の内容を小分類して記載すること(小分類ごとに別葉)。

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	宣伝事業費 (自動車購入・維持費)		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
自動車購入費	十億	百万	1	0	0	0	0	0	円	7 1 15	〇〇自動車販売株式会社	熊本県〇〇市〇〇区〇〇番地	
自動車取得税			5	0	0	0	0	0	7 7 15	〇〇税事務所	熊本県〇〇市〇〇区〇〇番地		
この頁の小計			1	0	5	0	0	0	0				
その他の支出			1	9	7	8	2	0	0				
合計			1	2	4	7	8	2	0				

支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

政治活動費の内訳（その15）について

【政治資金パーティー開催事業費】

(その15)

- ・収入の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」の事業名を記載すること。同一事業名で複数回開催した場合は、一開催ごとに別葉にし、日付や回数を入れて区別すること。

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（甲川一郎を励ます会）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
案内状印刷代	十億	百万	4	千	0	0	0	0	円	7 4 5	○○印刷株式会社	熊本県○○市○○区○○番地	
会場借上費		1	0	0	0	0	0	0		7 6 30	○○ホテル	熊本県○○市○○区○○番地	
食事代		2	0	0	0	0	0	0		7 6 30	〃	熊本県○○市○○区○○番地	
この頁の小計	支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。												
その他の支出			1	9	7	8	2	0					
合計			1	2	4	7	8	2	0				

【他の事業費】

(その15)

- ・収入の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」の事業名を記載すること。同一事業名で複数回開催した場合は、一開催ごとに別葉にし、日付や回数を入れて区別すること。

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	他の事業費（忘年会）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
飲食費	十億	百万	5	千	0	0	0	0	円	7 12 25	レストラン○○	熊本県○○市○○区○○番地	
この頁の小計			5	0	0	0	0	0					
その他の支出			2	0	0	0	0	0					
合計			5	2	0	0	0	0	0				

政治活動費の内訳（その15）について

【調査研究費】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	調査研究費（翻訳代）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
Global Politicsの翻訳代	十億	百万	千	円	2	0	0	0	0	7 10 15	○○翻訳株式会社	熊本県○○市○○区○○番地	
	支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。												
この頁の小計					2	0	0	0	0				
その他の支出									5	0	0		
合計					2	0	0	5	0	0			

【寄附・交付金（寄附金）】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	寄附・交付金（寄附金）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄附	十億	百万	千	円	2	0	0	0	0	7 1 31	○○政治連盟	熊本県○○市○○区○○番地	
〃					2	0	0	0	0	7 2 28	○○後援会	熊本県○○市○○区○○番地	
	・この区分は、政治団体に対して行う寄附を記載すること。 ・候補者本人へ選挙運動に対して寄附をした場合は、ここではなく選挙関係費に計上すること。 ・政治資金パーティーへの参加の会費（パーティー券の購入）は、組織活動費に区分される。 ・支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。												
この頁の小計									0				
その他の支出									0				
合計					4	0	0	0	0				

政治活動費の内訳（その15）について

【寄附・交付金（交付金）】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	寄附・交付金（支部交付金）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
支部交付金	十億	億	百万	千	百	十	円	2	0	0	0	0	0
〃										7	3	31	○○支部
								2	0	0	0	0	0
									7	3	31	△△支部	東京都○○区○○町○○
この頁の小計													
その他の支出													0
合計								4	0	0	0	0	0

- ・本部又は支部（届出があるものに限る。）への交付金を記載すること。
- ・当該団体が、本部又は支部（届出があるものに限る。）に対して供与した交付金は、すべて「様式（その16）」に再掲すること。
- ・支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

【他の経費（借入金返済）】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	他の経費（借入金返済）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
借入金返済	十億	億	百万	千	百	十	円	2	0	0	0	0	0
〃										7	12	10	甲銀行
この頁の小計								2	0	0	0	0	0
その他の支出													0
合計								2	0	0	0	0	0

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書の写しを提出すること。

政治活動費の内訳（その15）について

【金銭以外のものによる寄附相当分】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億	百万	千	円	1	1	0	0	0	7 1 10	C山花子	熊本県○○市○○区○○番地	
この頁の小計			1	0	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合計			1	1	0	0	0	0	0				

- 「政治活動費」については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万1円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- 「政治活動費」は、「様式（その13）」の（2）の「ア」から「カ」までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」「行事費」「組織対策費」「渉外費」「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」「材料費」「印刷費」「荷造発送費」「原稿料」、宣伝事業費にあっては、「遊説費」「新聞・ラジオ・テレビの広告料」「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」「資料費」「書籍購入費」「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」「贊助金」「支部交付金」「負担金」のように、適宜、小分類し、それぞれ別葉にすること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（その16）について

※ 「様式（その13）、（その15）」のうち、該当するものを再掲する。

（その16）

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支 出 項 目	金 額						年 月 日	交 付 金 の 供 与 を 受 け た 本 部 又 は 支 部 の 名 称	主たる事務所の所在地	備 考	
	十億	億	千	百	万	千					
組織活動費					2	0	0	0	0	0	0
〃					2	0	0	0	0	0	0
寄附・交付金					2	0	0	0	0	0	0
〃					2	0	0	0	0	0	0
この 頁 の 小 計					8	0	0	0	0	0	0
合 計					8	0	0	0	0	0	0

- 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、その「本部又は支部の名称」及び「主たる事務所の所在地」並びに当該交付金の「金額」及び供与した「年月日」を記載すること。

資産等の状況（その17）について

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□して下さい。

「有」の場合は「様式（その18）」が必要。

- 12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金）については、これらの項目ごとの有無について「□」に「✓」すること。

資産等の項目別内訳（その18）について

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳										項目別区分		借入金		
摘要		金額								年	月	日	備考	
		十億	億	千万	百万	十万	千	百	十	円				
○○銀行熊本支店					1	5	0	0	0	0				
借入先ごとに、毎年12月31日現在における借り入れ残額が100万1円以上のときに作成すること。														

資産等の項目別内訳（その18）について

- ① 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。
なお、項目別区分欄には、これらの区分を記載すること。

項目	記載例		
	摘要欄（記載例）	備考欄（記載例）	金額欄・年月日欄
土地	所在 熊本県○○市○○町○番地	面積 100m ²	取得の価額 取得年月日
建物	所在 熊本県○○市○○町○番地	床面積 100m ²	取得の価額 取得年月日
建物の所有を目的とする地上権 又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別 熊本県○○市○○町○番地 (地上権)	面積 100m ²	取得の価額 取得年月日
取得の価格が100万円を超える 動産	品目 自動車、絵画、応接セット	数量	取得の価額 取得年月日
預金又は貯金 (普通預金、当座預金、普通貯金 を除く。)	残高		残高 —
金銭信託	金銭信託		金銭の額 設定年月日
有価証券	種類 国債、株式、社債	銘柄及び数量 ○年○月発行10年国債 (額面100万円) 甲株式会社発行株式 (1,000株)	取得の価額 取得年月日
出資による権利	出資先 甲合名会社、乙合資会社		金額 出資年月日
貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	貸付先 甲野太郎、乙政治団体		残高 —
支払われた金額が100万円を超える敷金	支払先 甲野太郎、乙株式会社		敷金の金額 支払年月日
取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	種類 ゴルフ場会員権、 スポーツクラブ会員権	施設の名称 甲カントリークラブ、 乙会員制スポーツクラブ	取得の価額 取得年月日
借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	借入先 甲銀行 (乙支店)		残高 —

資産等の項目別内訳（その18）について

② 記載事項のうち「取得の価額」などに不明なものがあった場合には、次の例により記載すること。

取得時期	項目	記載事項のうち 不明なもの	不明な記載事項の記載方法 「備考欄（記載例）」
政治団体となった日※以前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・ 動産 ・ 有価証券 ・ 施設の利用に関する権利 	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日前の取得だが価額が不明。価額は取得時における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	設立日における時価に見積った金額 設立日 「設立日前の取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は設立日における見積額。」
		取得年月日	「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
		取得年月日	「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
	・ 出資による権利 ・ 敷金	取得年月日	「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
政治団体となった日※ から平成元年12月31日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・ 動産 ・ 有価証券 ・ 施設の利用に関する権利 	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額が不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	平成5年1月1日における時価に見積った金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
		取得年月日	「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
	・ 出資による権利 ・ 敷金	取得年月日	「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」

※ 「政治団体となった日」とは、法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあっては、第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。

不動産の利用の状況（その19）について

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の利用の状況（その19）について

- ① 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」をいう。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。項目別区分欄には、これらの区分を記載すること。
- なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されている。

【「事務所の用」、「事務所以外の用」に使用している場合の共通事項】

項目	記載例	
	摘要欄（記載例）	用途欄（記載例）
土地		<input type="radio"/> 事務所の用に供している場合 事務所（事務所用の駐車場を含む。） <input type="radio"/> 事務所以外の用に供している場合 賃貸、無償貸与
建物	熊本県○○市○○町○番地	<input type="radio"/> 事務所の用に供している場合 事務所 <input type="radio"/> 事務所以外の用に供している場合 賃貸、無償貸与
建物の所有を目的とする地上権又は 土地の賃借権		<input type="radio"/> 事務所の用に供している場合 事務所（事務所用の駐車場を含む。） <input type="radio"/> 事務所以外の用に供している場合 賃貸、無償貸与

不動産の利用の状況（その19）について

【事務所以外の用に供している場合は下表の例により、追加して記載】

項目	記載例			
	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄	使用者ごとの用途欄	使用者ごとの使用面積欄	使用者ごとの使用の対価の価額欄
土地	当団体の職員 当団体の代表者の秘書 当団体の職員以外の個人	住居 事務所用以外の駐車場	100m ²	10万円／月
土地		住居 事務所用以外の駐車場		
建物	当団体の職員 当団体の代表者の秘書 当団体の職員以外の個人	住居 倉庫	100m ²	10万円／月
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		住居 事務所用以外の駐車場		

- ② 使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄から使用者ごとの使用の対価の価額欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数居るときにあっては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、使用者ごとの使用面積欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- ③ 使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄から使用者ごとの使用の対価の価額欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載は不要。
- ④ 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式の記載は不要。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

1 領収書等の写し

2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

政党本部・政治資金団体以外は不要。

3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書の日付と同日か後の日付を記載すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

作成した日、政治団体の名称、会計責任者の氏名を記載すること（「様式（その1）」に記載している内容と一致すること）。

政治団体の名称 ○○政治研究会

会計責任者の氏名 乙川 次郎

署名又は記名・押印すること。

• 代表者の氏名（署名又は記名・押印）は、解散する年の収支報告書のみ記載すること。
• 解散の年より前の収支報告書には記載しないこと。

代 表 者 の 氏 名（代表者については解散時のみ記入すること）

宣誓書（その20）について

- ① 会計責任者本人が提出する場合 : 本人確認書類の提示又は提出
会計責任者の代理人が提出する場合 : 当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出
ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、本人確認は不要。

- ② 解散に伴う収支報告書の提出について
代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の掲示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出。
ただし、代表者及び会計責任者のうち、本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、本人確認は不要。

領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）について

第15号様式 (第9条関係)

領収書等を徵し難かった支出の明細書

1. 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合に金融機関及びコンビニエンスストアの振込を用いる場合、振込又は払込の明細書の写しに加えて、この様式又は「第16号様式」のいずれかの添付が必要。
 2. 「振込又は払込の明細の写し」に支出目的を記載した場合、この様式又は「第16号様式」の添付は不要。
 3. 領収書を紛失したときには、「領収書等を徵し難かった」理由にはならないので、必ず「再交付」を受けること。
 4. 会計責任者本人が提出する場合 : 本人確認書類の提示又は提出
会計責任者の代理人が提出する場合 : 当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出
ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、本人確認は不要。

振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）について

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘要
組織活動費	会場借上料

政治団体の名称

○○政治研究会

1. 項目欄には、「様式（その14）」、「様式（その15）」の「項目別区分」を記載すること。
2. 摘要欄には、「様式（その14）」、「様式（その15）」の「支出の目的」を記載すること。
3. 支出の目的（振込明細書）ごとに別葉とすること。
4. 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合に金融機関及びコンビニエンスストアの振込を利用し、領収書に替えて「明細書の写し」を用いる場合、この様式または「第15号様式」のいずれかを添付する必要がある。
5. 「振込又は払込明細の写し」に支出目的を記載した場合、この様式又は「第15号様式」の添付は不要。

(_____年分)

収 支 報 告 書 (領収書等の写し綴)

政治団体の名称

※この用紙は、収支報告書に添付して提出する領収書等の写しの表紙として使用してください。

※提出の際は、用紙のサイズをA4版に統一してください。

※複数の領収書等の写しを1枚の用紙に納める場合は、それぞれが重ならないようにしてください。

※金融機関及びコンビニエンスストアでの振込明細書の写し(コピー)を添付する場合、振込明細書写し(コピー)に支出目的の記入があれば、「第15号様式」、「第16号様式」の添付は不要。(但し、収支報告書記載の目的と同じであること)

【問い合わせ先】

熊本県選挙管理委員会

T E L : 096-333-2104

F A X : 096-385-1170

E-mail : senkan43@pref.kumamoto.lg.jp